

大阪北摂霊園における不適切な委託契約

対象受検機関：一般財団法人大阪府タウン管理財団

事務事業の概要				検出事項	改善を求める事項(意見)												
<p>一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「タウン財団」という。）は、大阪北摂霊園の管理運営に当たり、次の各業務をタウン財団の会計規程第56条第2号に該当するものとして、随意契約にて委託している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th>受託者</th> <th>契約金額</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪北摂霊園墓碑等設備工事関係業務及び各種相談関係業務</td> <td>一般財団法人A</td> <td>6,894千円</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>墓碑等設備工事関係業務（墓碑等設備工事に係る届出の受付及び完了検査並びに徴収金の徴収、墓域監視及びパトロール業務）</li> <li>各種相談関係業務（墓碑等の建立・補修、寺院、祭壇設置等及び墓所内の清掃等各種代行サービスに関する相談）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>霊園清掃・除草等管理業務</td> <td>B株式会社</td> <td>70,092千円</td> <td>大阪北摂霊園内における道路、墓参路、緑地等の除草、刈込、清掃等</td> </tr> </tbody> </table>				業務名	受託者	契約金額	業務内容	大阪北摂霊園墓碑等設備工事関係業務及び各種相談関係業務	一般財団法人A	6,894千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>墓碑等設備工事関係業務（墓碑等設備工事に係る届出の受付及び完了検査並びに徴収金の徴収、墓域監視及びパトロール業務）</li> <li>各種相談関係業務（墓碑等の建立・補修、寺院、祭壇設置等及び墓所内の清掃等各種代行サービスに関する相談）</li> </ul>	霊園清掃・除草等管理業務	B株式会社	70,092千円	大阪北摂霊園内における道路、墓参路、緑地等の除草、刈込、清掃等	<p>1 墓碑等設備工事関係業務と各種相談関係業務は性質の異なる業務であり、一括して委託する合理性はない。 また、各種相談業務については、タウン財団が費用を負担して委託しているが、A財団構成員の営業行為につながる部分もある。</p> <p>2 墓碑等設備工事関係業務及び霊園清掃・除草等管理業務は、他の事業者であっても実施可能な内容であり、会計規程第56条第2号の要件に該当しない。</p>	<p>1 発注に当たっては墓碑等設備工事関係業務と各種相談関係業務を分離するとともに、各種相談業務を委託業務として発注することの是非について検討されたい。</p> <p>2 墓碑等設備工事関係業務及び霊園清掃・除草等管理業務については、入札を実施するなど、適切な契約の締結方法に改められたい。</p>
業務名	受託者	契約金額	業務内容														
大阪北摂霊園墓碑等設備工事関係業務及び各種相談関係業務	一般財団法人A	6,894千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>墓碑等設備工事関係業務（墓碑等設備工事に係る届出の受付及び完了検査並びに徴収金の徴収、墓域監視及びパトロール業務）</li> <li>各種相談関係業務（墓碑等の建立・補修、寺院、祭壇設置等及び墓所内の清掃等各種代行サービスに関する相談）</li> </ul>														
霊園清掃・除草等管理業務	B株式会社	70,092千円	大阪北摂霊園内における道路、墓参路、緑地等の除草、刈込、清掃等														
<p>(1) 大阪北摂霊園墓碑等設備工事関係業務及び各種相談関係業務 随意契約の相手である一般財団法人A（以下「A財団」という。）は、石材店組合等、墓所に関連する事業を実施する業者を構成員とする団体である。 随意契約を行う理由として、A財団が霊園の工事関連手続等に精通するとともに長年の実績を有していること、年間を通して当該業務を総合的に遂行できることをあげている。</p> <p>(2) 霊園清掃・除草等管理業務 随意契約を行う理由として、大阪北摂霊園用地の整備に当たり、地権者の離職対策等を目的に設立されたB株式会社の成り立ちや、昭和48年の開園以来、長期に渡って管理業務を受託してきたことによる経験の蓄積を挙げている。</p>				<p>【一般財団法人大阪府タウン管理財団会計規程】 (随意契約) 第56条 次の各号に該当する場合は、競争入札によらず随意契約により契約を締結することができる。 (1) (略) (2) 不動産の買入れ又は借入れ、この法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (以下略)</p>													
措置の内容																	
<p>墓碑等設備工事に係る届出の受付業務、墓域の監視やパトロール業務等を行う「大阪北摂霊園墓碑等設備工事関係業務」及び墓碑等の建立・補修等に関する相談業務を行う「各種相談業務」については、タウン財団自ら実施することに改めた。</p> <p>また、大阪北摂霊園内の道路、墓参路、緑地等の除草、刈込、清掃等を行う「霊園清掃・除草等管理業務」については、当該業務内容を整理し、「霊園内緊急清掃業務」及び「凍結防止剤散布及び除雪作業」を加えて、平成29年3月30日に条件付一般競争入札を実施した。 今後とも、適切な契約事務の実施に努める。</p>																	

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年12月9日、事務局：平成27年10月26日及び同月28日）